

をしようとするときは、厚生科学審議会の意見を聽かなければならぬ。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その指示した措置について厚生科学審議会に報告しなければならない。

#### (輸入禁止)

第五十四条 何人も、感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物（以下「指定動物」という。）であつて次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならない特別の理由がある場合において、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの

#### 二 (略)

#### (輸入検疫)

第五十五条 指定動物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、輸出国における検査の結果、指定動物ごとに政令で定める感染症にかかるない旨又はかかるている疑いがない旨その他厚生労働省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

#### 2 (略)

#### (検査に基づく措置)

第五十六条 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、同条第一

#### (輸入禁止)

第五十四条 何人も、第十三条第一項の政令で定める動物のうち政令で定めるもの（以下「指定動物」という。）であつて次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならない特別の理由がある場合において、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 第十三条第一項に規定する感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの

#### 二 (略)

#### (輸入検疫)

第五十五条 指定動物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、輸出国における検査の結果、第十三条第一項の政令で定める感染症のうち指定動物ごとに政令で定めるものにかかるない旨又はかかるている疑いがない旨その他厚生労働省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

#### 2 (略)

#### (検査に基づく措置)

第五十六条 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、第十三条

項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがある指定動物を発見した場合については、第十三条の規定は、適用しない。この場合において、動物検疫所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同条第一項の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(輸入届出)

第五十六条の二 動物（指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び第六十九条第九号において「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかるつていない旨又はかかるつている疑いがない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十四条から第十六条までの規定（第十五条第二項を除く。）により実施される事務に要する費用

第一項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがある指定動物を発見した場合については、同条の規定は、適用しない。この場合において、動物検疫所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同項の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十四条から第十六条までの規定により実施される事務に要する費用

二二四 (略)

五 第二十七条第二項の規定による消毒（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

六 第二十八条第二項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

費用

七 (略)

(国の負担)

第六十一条 (略)

2 国は、第五十八条第十号及び第十一号の費用に対し、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

3 国は、第五十八条第一号から第九号まで及び第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(費用の徴収)

第六十三条 市町村長は、第二十七条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者が消毒に要した実費を徴収することができる。

2 市町村長は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者

二二四 (略)

第六十一条 (略)

2 国は、第五十八条第八号及び第九号の費用に対し、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

3 国は、第五十八条第一号から第七号まで及び第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(費用の徴収)

第六十三条 市町村長は、第二十七条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

2 市町村長は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねズミ族、昆虫等を駆除させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該ねズミ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者

代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させ（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させ（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

4 前三項の規定は、都道府県知事が、第二十七条第二項に規定する消毒、第二十八条第二項に規定するねずみ族、昆虫等の駆除又は第二十九条第二項に規定する消毒の措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させ（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

（厚生労働大臣の指示）

第六十三条の二 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律（第七章を除く。）又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

（保健所を設置する市又は特別区）

第六十四条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第三章から前章までの規定（第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項及び第五項から第八項まで、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条並びに第六十条を除く。）及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。

2 （略）

（事務の区分）

（保健所を設置する市又は特別区）

第六十四条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第三章から前章までの規定（第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項及び第五項から第八項まで、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条並びに第六十条を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。

2 （略）

（事務の区分）

第六十五条の二 第三章、第四章（第二十四条を除く。）、第五章

（第三十五条第四項において準用する同条第一項並びに第三十六

条第四項において準用する同条第一項及び第二項（第五十条第七

項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十八条（第

一項を除く。）、第七章（第五十条第五項及び第五十一条第四項

において準用する同条第一項から第三項までを除く。）及び第八

章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理

することとされている事務（第二十七条第二項及び第二十八条第二

項に規定する措置、第二十九条第二項の消毒並びに第三十一条第

二項に規定する措置を除く。）は、地方自治法第二条第九項第

二項に規定する措置を除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十七条 医師が、感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む。次条において同じ。）であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第十二条から第十四条までの規定（これらの規定が第七条第一

項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）を含む。）による届出

の受理、第十五条（第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第十五条の二第一項の規定に

よる質問若しくは調査、第十七条（第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第四十五条の規定による健康診断、第十九

条規定による健康診断、第十九条、第二十条若しくは第二十六条に規定による健康診断、第十九条、第二十条若しくは第二十六条に

第六十五条の二 第三章、第四章（第二十四条を除く。）、第五章

（第三十五条第四項において準用する同条第一項並びに第三十六

条第四項において準用する同条第一項及び第二項（第五十条第七

項において準用する場合を含む。）を除く。）、第七章（第五十

条第五項及び第五十一条第四項において準用する同条第一項から

第三項までを除く。）及び第八章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（第二

十七条第二項及び第二十八条第二項に規定する措置、第二十九条第二項の消毒並びに第三十一条第二項に規定する措置を除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十七条 医師が、感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む。次条において同じ。）であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第十二条から第十四条までの規定（これらの規定が第七条第一

項の規定に基づく政令によつて準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）を含む。）による届出

の受理、第十五条（第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）の規定による質問若しくは調査、第十

七条（第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第四十五条の規定による健康診断、第十九

条、第二十条若しくは第二十六条において準用する第十九条若し

おいて準用する第十九条若しくは第二十条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第四十六条の規定による入院又は第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）による措置（第五十条第一項又は第五項の規定により実施される場合を含む。）に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

くは第二十条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第四十六条の規定による入院又は第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）による措置（第五十条第一項又は第五項の規定により実施される場合を含む。）に関する事務に從事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

第六十八条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第六十九条** 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

三 第十五条の二第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

七 第三十五条第一項（第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項（第七条第一項の規定に基づく政令によつて準

理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。  
3 (略)

3 前項と同

第六十八条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三五（略）

第三十五条第一項（第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をし、又は同項（第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五

用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。) 若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

八 (略)

九 第五十六条の二第一項の規定に違反して届出動物等を輸入した者

十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。) 若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

七 (略)

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第八号又は第九号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。